平成２５年（フ）第１３号
京都府福知山市字天田小字中長戸54番地の１
破産者　株式会社青山電気商会
１　決定年月日　平成25年10月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第３６５号
兵庫県伊丹市御願塚６丁目６番12号
破産者　久保　　正
１　決定年月日　平成25年10月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１７５号
大阪市北区曽根崎新地１丁目３番23号
破産者　株式会社フードコート
１　決定年月日　平成25年10月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１９９号
兵庫県宝塚市高司３丁目１番24号アメニティＡＮ401
破産者　株式会社フードブリッジ
１　決定年月日　平成25年10月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１０号
山形県最上郡最上町大字志茂1472番地の２
破産者　有限会社富士土建
１　決定年月日　平成25年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２５年（フ）第８１号
茨城県取手市桜が丘３丁目29番２号、前本店所在地茨城県取手市桜が丘３丁目６番５号
破産者　有限会社サンビジネス企画
１　決定年月日　平成25年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１７号
群馬県みどり市笠懸町久宮648番地の18
破産者　有限会社大貫水産
１　決定年月日　平成25年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第３４５号
東京都小平市鈴木町１丁目494番地の１エステート小平鈴木町５―101、開始決定時の住所東京都青梅市今寺５丁目１番地の８川杉マンション401
破産者　山崎　裕美（旧姓谷川）
１　決定年月日　平成25年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５３８号
愛知県安城市東栄町１丁目６番14号
破産者　有限会社昭和ホシノコーポレーション
１　決定年月日　平成25年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２４３号
兵庫県尼崎市東園田町６―104―11　ＶＯＸ東園田208、住民票上の住所兵庫県西宮市大谷町８番３―105号
破産者　播磨　一也
１　決定年月日　平成25年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２４９号
和歌山市西高松１丁目５番４号高松丸岩ビル
破産者　有限会社宮本建築設計事務所
１　決定年月日　平成25年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第８７号
山口県下関市古屋町１丁目18番30号
破産者　有限会社ボディーショップ・エムツー
１　決定年月日　平成25年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１８６７号
埼玉県上尾市原市中１丁目３番地13　シャルマン・ヴィ103
破産者　桃原　武正
１　決定年月日　平成25年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６８１号
さいたま市桜区西堀５丁目13番６―103号
破産者　勝島　芳雄
１　決定年月日　平成25年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６８２号
さいたま市桜区西堀５丁目13番６―103号
破産者　勝島　照夫
１　決定年月日　平成25年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６８３号
さいたま市桜区西堀５丁目13番６―103号
破産者　勝島イツ子
１　決定年月日　平成25年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９２号
茨城県土浦市神立町3616番地１
破産者　大關　知之
１　決定年月日　平成25年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１１９９号
名古屋市千種区春岡２丁目26番９号
破産者　永井　秀哉
１　決定年月日　平成25年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４０号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下野甲1377―２―202号室
破産者　渕野　　悟
１　決定年月日　平成25年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１４１７号
札幌市厚別区厚別中央１条１丁目１番70―207号
破産者　熊谷　　仁
１　決定年月日　平成25年10月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部